

コロナ禍をともに乗り越えるために

新型コロナウイルス感染症に関する
各種支援制度のお知らせ

今帰仁村内の事業者の みなさまへ

新型コロナウイルス感染症の感染が確認された方や経済的影響を受けられた方にお見舞い申し上げます。

今帰仁村では、コロナ禍の村民生活支援や経済対策等に部局横断で取り組む庁内組織「今帰仁村コロナ禍対策班」を設置し、国や沖縄県並びに今帰仁村が実施する支援事業の情報等を提供しております。

お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

◆今帰仁村コロナ禍村民活動対策支援室

事業継続・雇用関係・休業・無給・減給等による生活への不安や生活資金の不足、納税や保険納付等でお困りの皆様への支援を実施してます。

(令和3年3月1日現在)

発行 今帰仁村コロナ禍村民活動対策支援室

目次

1	売上が前年から減少	P1
	No.1 持続化給付金	P1
	No.2 持続化給付金サポートセンター	P1
	No.2 持続化給付金申請サポートキャラバン隊	P1
	No.3 家賃給付金	P1
	No.4 家賃給付金サポートセンター	P1
	No.5 安全・安心な島づくり応援プロジェクト	P1
2	感染症対策・営業時間短縮協力金	P2
	No.6 うちなーんちゅ応援プロジェクト：営業時間短縮協力金（令和3年1月19日）	P2
	No.7 うちなーんちゅ応援プロジェクト：営業時間短縮協力金（令和3年2月4日）	P2
3	感染症対策：専門家活用助成金	P2
	No.8 今帰仁村専門家等活用支援助成金	P2
4	感染症対策：企業活動再開への補助	P3
	No.9 生産性革命推進事業（事業再開支援）	P3
	No.10 テレワーク設備導入に係る税制支援	P3
	No.11 小規模事業者持続化補助金	P4
	No.12 小規模事業者経営支援事業	P4
	No.13 沖縄県ECスキル普及・連携支援事業	P4
	No.14 小規模事業者等IT導入支援事業	P4
	No.15 今帰仁村農業・商工業及び漁業者支援金	P4
	No.16 今帰仁村法人事業主早期再建支援金	P4
5	従業員の賃金に関すること	P5
	No.17 雇用調整助成金の特例措置	P5
	No.18 緊急雇用安定助成金	P5
	No.19 沖縄県雇用継続助成金	P5
6	従業員が休業	P6
	No.20 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	P6
	No.21 両立支援等助成金（新型コロナ特例）	P6
	No.22 小学校休業対応助成金	P6
7	税金や保険税等が払えない	P7
	No.23 徴収猶予の「特例制度」	P7
	No.24 社会保険料等の納付猶予（厚生年金保険料、健康保険料、労働保険料）	P7
	No.25 公共料金等の猶予（電気料金、ガス、電話料金、NHK受信料等の支払い）	P7
	No.26 中小事業者等に対する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の軽減措置	P7
8	資金繰りのために融資を受けたい	P8
	No.27 セーフティネット保証4号	P8
	No.28 セーフティネット保証5号	P8
	No.29 新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証	P8
	No.30 新型コロナウイルス感染症対応資金	P8
	No.31 中小企業セーフティネット資金貸付	P9
	No.32 生活衛生 新型コロナウイルス感染症特別貸付	P9

8	資金繰りのために融資を受けたい・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
	No.33 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変特別貸付	P10
	No.34 小規模事業者経営改善資金貸付（マル経）等の拡充	P10
	No.35 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等	P10
	No.36 新型コロナ特例リスクスケジュール	P10
	No.37 自然災害による被災者の債務整理	P10
9	観光・飲食店・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
	No.38 GOTOキャンペーン事業	P11
	No.39 宿泊施設バリアフリー化促進事業	P11
	No.40 宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業	P12
	No.41 おきなわ彩発見キャンペーン（第2弾）	P12
	No.42 おきなわ彩発見キャンペーン（第3弾）	P12
	No.43 地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業	P12
	No.44 新型コロナウイルス感染症に係る 衛生環境激変特別貸付	P12
10	農林漁業・・・・・・・・・・・・・・・・	P13
	No.45 経営継続補助金	P13
	No.46 農林漁業セーフティネット資金貸付	P13
	No.47 高収益作物次期作支援交付金	P13
	No.48 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業（ALIC事業）	P13
	No.49 沖縄県肉用牛肥育経営安定対策事業	P13
	No.50 特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）	P13
	No.51 園芸作物再生産支援事業	P14
	No.52 ちばりよ～わった～農林水産業プロジェクト事業（畜産・漁業者・果樹農家）	P14
	No.53 ちばりよ～わった～農林水産業プロジェクト事業（花き農家）	P14
	No.54 今帰仁村農業、商工業及び漁業者支援金	P14
	No.55 今帰仁村法人事業主早期再建支援金	P14
11	医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・	P15
	No.56 新型コロナウイルス感染症医療機関協力金	P15
	No.57 新型コロナウイルス感染症防止対策地域医療機関等支援事業	P15
	No.58 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金	P15
	No.59 新型コロナウイルス感染症対応救護施設従事者慰労金	P15
12	福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・	P16
	No.60 児童福祉施設指導育成費（児童養護施設等における感染拡大防止等の取組）	P16
	No.61 障害福祉事務所等従事者慰労金	P16
13	介護施設・・・・・・・・・・・・・・・・	P17
	No.62 新型コロナウイルス感染症対策事業補助金	P17
	No.63 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業	P17
	No.64 簡易陰圧装置・喚起設備設置事業	P17
	No.65 新型コロナウイルスに係る介護サービス事業所等継続支援事業	P17
	No.66 新型コロナウイルス感染症対応介護事業所従事者慰労金	P17
14	その他（感染症防止対策や消費促進）・・・・・・・・	P18
	No.67 コロナに負けない公共交通奨励金	P18
	No.68 沖縄県文化芸術コンテンツ配信環境支援事業	P18
	No.69 超高速通信サービス整備事業	P18
	No.70 今帰仁村商工業者応援プレミアム付き商品券（地域経済活性化応援事業）	P18

14	その他（感染症防止対策や消費促進）	P19
No.71	なきじんウォーカー（地域応援キャンペーン事業）	P18
No.72	企業人材マッチング支援	P19

15	相談先	P20
No.1	中小企業・小規模事業者で新型コロナウイルス感染症による事業継続や経営相談をしたい	P20
No.2	人事、賃金、就業規則、各種保険、助成金等について専門家に相談したい	P20
No.3	公共施設等への寄付等（マスク等の消耗品）	P20

※ 資料・・・コロナ感染予防、相談・受診フロー

1. 売上げが前年から減少

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
1	<p>持続化給付金</p> <p>中小法人等 上限200万円</p> <p>個人事業者 上限100万円</p>	<p>感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家、俳優業など幅広い業種で、法人、個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。</p> <p>【対象】売上げが前年同月比50%以上減少した事業者 ※6月29日より①主たる収入を雑所得・給与所得で申告した個人事業者、②2020年1月～3月に創業した事業者も申請可能です。</p> <p>【給付額】①中小法人等上限200万円 ②個人事業者上限100万円 前年の売上げ（事業収入）-（前年同月日▲50%月の売上×12カ月）</p> <p>【申請期限】令和2年5月1日～令和3年1月15日24時まで ※必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない特段の事情がある方については、令和3年2月15日まで延長します。延長の申込み期限は1月31日まで</p> <p>【申請方法】電子申請（オンライン）</p>	<p>交付終了</p> <p>持続化給付金 コールセンター ☎ 0120-279-292 IP電話専用回線 ☎ 03-6832-6631</p>
2	<p>持続化給付金相談サポートセンター</p> <p>持続化給付金申請サポートキャラバン隊</p>	<p>持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。</p> <p>【那覇会場】 沖縄県那覇市前島3-25-1 泊心頭旅客ターミナルビル2F</p> <p>一定期間常設される「申請サポート会場」が設置されていない地域に、期間限定で開設される電子申請サポート会場です。</p> <p>【会場】 沖縄県那覇市前島3-25-1 泊心頭旅客ターミナルビル2階</p>	<p>【お問い合わせ先】 電話予約窓口（要予約） （日～金/8:30～19:00） ☎ 0120-279-292 （オペレーター対応） ☎ 03-6832-6631 （IP電話等）</p>
3	<p>家賃支援給付金</p> <p>法人 最大600万円</p> <p>個人事業者 最大300万円</p> <p>医療法人、農業法人、社会福祉法人、フリーランス等も対象です。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため、地代、家賃（以下、賃料）の負担を軽減することを目的として、賃借人である事業者に対して給付金を給付します。</p> <p>【対象】令和2年5月～12月において下記の①②に該当する者 ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比50%以上減少した事業者 ②連続する3カ月の売上高が前年同月比で30%以上減少した事業者</p> <p>【給付額】 ・申請時の直近の支払い賃料（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍 ・法人：最大600万円、個人：最大300万円</p> <p>【申請期間】令和2年7月14日～令和3年2月15日24時まで ※まだ申請がお済でない方は申請書類の準備が困難であったことについて簡単な理由を添付して令和3年2月15日の申請期限までに申請を完了してください。</p>	<p>交付終了</p> <p>家賃支援給付金 コールセンター ☎ 0120-653-930 （日～金/8:30～19:00）</p>
4	<p>家賃支援給付金サポートセンター</p>	<p>【名護会場】 名護市喜瀬1490-1 沖縄マリオットリゾートアンドスパ3F （令和2年7月14日～令和3年1月15日まで）</p>	<p>交付終了</p> <p>電話予約窓口（要予約） ☎0120-150-413 （日-金/8:30～19:00）</p>
5	<p>安全・安心な島づくり応援プロジェクト</p> <p>農業者も対象です。</p>	<p>沖縄県内の感染拡大防止対策を実施する事業者に対し奨励金を支給します。</p> <p>【対象】県内中小企業、個人事業主で県が実施している「うちなーんちゅプロジェクト」の支援金等を受給した事業者及び今後実施を予定しているほかの支援金等の給付対象となる事業者を除く幅広い事業者</p> <p>【対象要件】上記の対象者のうち収入が減少しており、感染症拡大防止対策に取り組む事業者</p> <p>【支給金額】10万円</p> <p>【申請期間】令和2年7月16日～令和2年8月31日まで</p>	<p>交付終了</p> <p>沖縄県感染症対策奨励金 コールセンター ☎098-987-4507 （9:00～17:00）</p>

2. 感染症対策・営業時間短縮協力金

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
6	うちなーんちゅ応援プロジェクト 令和3年1月19日沖縄県緊急事態宣言に係る時短要請分 営業時間短縮協力金	新型コロナウイルス感染症による感染症患者の増加を踏まえ、 営業時間短縮要請（令和3年1月22日から同2月7日）の全期間、時短営業（朝5時～夜8時の範囲内の営業かつ酒類提供は朝11時から夜7時までの範囲） に協力していただいた「飲食店及び接待を伴う遊興施設等（飲食店営業許可を受けている店舗）」を運営する事業者を対象に、 1店舗あたり68万円を支給する。 ※要請期間の全期間の時短営業の協力がが必要です。 ◆対象地域：県内全市町村 ◆対象事業者：対象となる事業者の規模は問いません。（中小企業等以外も含む） ◆受付期間（見込み）令和3年2月8日（月）～同年3月31日（木）まで ※申請方法（申請様式、必要書類の詳細を確認し、郵送又はオンライン申請をお願いします。）	（申請に関する問い合わせ） ・沖縄県感染症対策協力金コールセンター ☎ 098-856-4427 平日9:00～17:00 （対象地域・対象施設等、要請内容に関する問い合わせ） ・沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部 ☎ 098-866-2014 平日9:00～17:00
7	うちなーんちゅ応援プロジェクト 令和3年2月4日沖縄県緊急事態宣言に係る時短要請分 営業時間短縮協力金	新型コロナウイルス感染症による感染症患者の増加を踏まえ、 営業時間短縮要請（令和3年2月8日から同2月28日）の全期間、時短営業（朝5時～夜8時の範囲内の営業かつ酒類提供は朝11時から夜7時までの範囲） に協力していただいた「飲食店及び接待を伴う遊興施設等（飲食店営業許可を受けている店舗）」を運営する事業者を対象に、 1店舗あたり84万円を支給する。 ※要請期間の全期間の時短営業の協力がが必要です。 ◆対象地域：県内全市町村 ◆対象事業者：対象となる事業者の規模は問いません。（中小企業等以外も含む） ◆受付期間（見込み）令和3年3月1日（月）～同年4月15日（木）まで ※受付要領（申請様式、必要書類の詳細）は2月下旬頃を目途に沖縄県HPへ掲載予定	（申請に関する問い合わせ） ・沖縄県感染症対策協力金コールセンター ☎ 098-856-4427 平日9:00～17:00 （対象地域・対象施設等、要請内容に関する問い合わせ） ・沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部 ☎ 098-866-2014 平日9:00～17:00

3. 感染症対策・専門家活用助成金

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
8	今帰仁村専門家等活用支援助成金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営的に影響を受けた村内の事業者が新型コロナウイルス対策等の国、県等の各種助成金や相談等で専門家（社労士、行政書士、中小企業診断士、税理士等）を活用した際の費用を助成する。 【助成金額】1件あたり上限3万円（1事業者あたり年3回まで助成を受けることが可能） 【対象期間】令和2年4月1日～令和3年3月12日（金）までの間に支払い済みのもの 【受付期間】令和3年3月12日（金）まで	今帰仁村役場 【コロナ禍村民活動対策支援室】 ☎ 0980-43-7276

4. 感染症対策・企業活動再開への補助

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
9	<p>生産性革命推進事業 (事業再開支援)</p> <p>中小企業によるポストコロナに対応したビジネスモデルへの転換を支援します。</p>	<p>①ものづくり、商業、サービス補助（設備導入・システム構築等） 対人接触機会の減少に資する、新製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援 【対象】中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育、製造業、建設業） 【補助額】 一般型：100万円～1,000万円 グローバル展開型：100万円～3,000万円 ※新特別型：1,000万円 【補助率】 ※新型コロナウイルスの影響を乗り越えるため前向きな投資を行う事業者は特別枠として、2/3または3/4に補助率をひきあげます。さらに業種別ガイドラインに基づいた対策を行う場合は定額補助、上限50万円を事業再開枠として上乗せします。 【申請期間】 一般枠（通常枠）・グローバル型：令和3年2月19日 17時まで 一般型（特別枠・事業再開枠）：令和2年12月18日まで 新特別型（低感染リスク型ビジネス枠）：未定</p>	<p>受付終了</p> <p>生産性革命推進事業 コールセンター ☎ 03-6837-5929 9:00～17:00（平日）</p> <p>ものづくり補助金事務局 サポートセンター ☎ 050-8880-4053 10:00～17:00（平日）</p>
		<p>②持続化補助（販路開拓等） 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援（※） ※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策委を支援 【対象】中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、卸、小売、運輸、医療、介護、保育、製造業、建設業） 【補助額】 一般型：上限50万円 ※一般型は、以下を別枠として上乗せ ・事業再開枠：補助上限50万円 定額（10/10） ・追加対策枠：補助上限50万円 新特別枠：上限100万円 【補助率】一般型：2/3 新特別枠3/4 【補助対象経費】 一般型：店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など 低感染リスク型ビジネス枠：オンライン化のツール、システムの導入、ECサイト構築費等 【申請期間】津城型：令和3年2月5日（金）まで 新特別枠：未定</p>	<p>生産性革命推進事業 コールセンター ☎ 03-6837-5929 9:00～17:00（平日）</p> <p>ものづくり補助金事務局 サポートセンター ☎ 050-8880-4053 10:00～17:00（平日）</p> <p>受付終了</p> <p>沖縄県商工会連合会 那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター 604号 ☎ 098-859-6150</p>
		<p>③IT導入補助 複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツール導入による業務効率化を支援。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーククラウド対応したITツールを導入する取組を支援。 【対象】中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育、製造業、建設業） 【補助額】通常枠：450万円 新特別枠：450万円（テレワーク対応型150万円） 【補助率】津城枠：1/2以内 新特別枠：2/3以内 【申請期間】通常枠・新特別枠とも未定</p>	<p>受付終了</p> <p>生産性革命推進事業 コールセンター ☎ 03-6837-5929 9:00～17:00（平日）</p> <p>サービス等生産性向上IT 導入支援事業事務局 ポータルサイト ☎ 0570-666-424 9:30～17:30（平日）</p>
10	<p>テレワーク設備導入に係る税制支援</p>	<p>①少額減価償却資産の特例 中小企業は、30万円未満のテレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）について全額損金算入することが可能です。</p> <p>②中小企業経営強化税制 「中小企業経営強化税制」に、デジタル化促進のための設備投資に係る新たな類型を追加し、テレワーク用設備等を導入する場合に、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000円以下の法人は10%）の税制控除がご活用いただけます。</p>	<p>税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士又は所轄の税務署へお願いします。</p>




4. 感染症対策・企業活動再開への補助

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
11	 小規模事業者 持続化補助金	①通常型 小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。 【補助上限額】50万円 【受付期間】3次締切：令和2年10月2日（金）※当日消印有効 4次締切：令和3年2月5日（金）※当日消印有効 【補助率】2/3	沖縄県商工会連合会 小規模事業者持続化 補助金事務局 （那覇市小祿1831番地 1 沖縄産業支援センター 6階） ☎ 098-859-6150
		②コロナ特別対応型 具体的な対策に取り組む小規模事業者等が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。 【補助上限額】100万円 【受付期間】5次締切：令和2年12月10日まで ※必着 【補助率】2/3	
12	 小規模事業者 経営支援事業	商工会・商工会議所等の小規模事業所等に対する窓口体制を支援するため個別相談等端末導入や窓口業務の感染対策等の経費を補助します。 【対象】県内商工会、商工会議所及び商工会連合会 【補助額】定額 【申請期間】令和2年4月～令和3年3月まで	沖縄県商工労働部 中小企業支援課 ☎ 098-866-2343
13	 沖縄県ECスキル 普及・連携支援事業	新たな生活様式に対応した販売形態の利用や事業者の参入を促進するための特設ウェブサイトの構築、及び電子商取引（以下EC）の導入に対する支援、ハンズオン支援を行います。 【対象要件】EC市場に参入する県内中小企業、個人事業主 【補助額】上限30万円 【申請期間】令和2年7月下旬～令和3年3月31日まで	沖縄県ITイノベーション 戦略センター ☎ 098-953-8154
14	 小規模事業者等 IT導入支援事業	県内小規模事業者等の労働生産性向上に向けた業務のIT化を促進する取組を実施、労働生産性アンケート、IT専門家による県内商工業者のヒアリングやIT化の助言、及びソフトウェア等の導入費用を補助する仕組みを構築します。 【対象】中小企業及び小規模事業者等 【対象要件】県内に主たる事業所を有する者 【補助額】20万～80万円 【申請期間】令和2年6月～令和3年3月末まで	一般財団法人沖縄ITイノ ベーション戦略センター ☎098-953-1831
15	 今帰仁村農業、商工業 及び漁業者支援金	新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み農業者及び事業者等に対し、事業継続や早期再建を図る目的に今帰仁村農業事業経営早期再建支援金を支給します。 【対象】農業、商工業、漁業を営む本村に住民登録のある個人事業主 ※令和2年5月31日までに税務申告をした方 【支援金額】5万円 【申請期限】令和2年9月30日（水曜日）まで	村役場経済課 農林水産係・商工観光係 ☎0980-56-2256
16	 今帰仁村法人事業主 早期再建支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている法人事業主に対し、事業の継続や早期再建を図ることを目的に法人事業主早期再建支援金を支給します。 【対象】 ①今帰仁村に主たる営業所（本社・本店）を有する法人 ②今帰仁村に令和元年度に法人住民税の申告をしている法人 ③令和2年4月から10月末までに設置等の申告を提出している法人 【支援金額】5万円 【申請期限】令和3年1月29日（金曜日）まで	村役場経済課 商工観光係 ☎0980-56-2256

5. 従業員の賞金に関すること

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
17	<p>雇用調整助成金の特別措置</p> <p>雇用保険被保険者の休業手当への助成金</p>	<p>事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用について助成します。(雇用保険被保険者の休業手当)</p> <p>【対象】新型コロナウイルスに感染症の影響により売上等事業活動の状況を示す直近の生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少している全業種の事業主</p> <p>【助成額】(平均賃金額×休業手当等の支払い率)×助成率 ※1人1日当たり15,000円が上限</p> <p>【助成率】</p> <p>①解雇などをせずに雇いを維持している中小企業の休業10/10 ②解雇等をせずに雇いを維持している大企業の休業 3/4 ③教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円</p> <p>【適用期間】令和2年4月1日～令和3年2月28日までの休業等に適用</p>	<p>ハローワーク名護 ☎0980-52-2810 名護労働基準監督署 ☎0980-52-2691 雇用調整助成金 コールセンター ☎0120-60-3999 (毎日9:00~21:00)</p>
18	<p>緊急雇用安定助成金</p> <p>雇用保険被保険者以外(労災保険)の方の休業手当への助成金</p>	<p>事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用について助成します。(雇用保険被保険者以外の休業手当です。林業経営者も対象です。)</p> <p>【対象】</p> <p>①労働災害補償保険に加入している事業主 ②暫定任意適用事業所の事業主</p> <p>※本制度の申請書類に林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」の添付が必要です。</p> <p>【助成額】</p> <p>①平均休業手当日額×助成率 ②①が8,330円以下の場合は、支払った休業手当金額×助成率</p> <p>【助成率】解雇等をせずに雇いを維持している中小企業の休業10/10 解雇等を行った中小企業の休業 4/5</p> <p>【適用期間】令和2年4月1日～令和3年2月28日までの休業等に適用 【申請期限】支給対象期間の末日の翌日から2カ月以内</p>	<p>ハローワーク名護 ☎0980-52-2810 名護労働基準監督署 ☎0980-52-2691</p>
19	<p>沖縄県雇用継続助成金</p> <p>雇用調整助成金の上乘せ補助 解雇なしの場合：事業者負担なし</p>	<p>雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金等の支給を受けた事業主に対する上乘せ助成を行います。</p> <p>【対象】「雇用調整助成金」及び緊急安定助成金の支給決定を受けた、県内に所在する事業所の事業主</p> <p>【対象要件】国から雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給を受けていること</p> <p>【助成率】</p> <p>緊急対応期間(令和2年4月1日～令和3年2月28日まで)</p> <p>①解雇等あり(事業者負担あり) 大企業：休業手当の1/6(国の支給額の1/4) 中小企業：休業手当の1/10(国の支給額の1/8)</p> <p>②解雇等なし(事業者負担なし) 大企業：休業手当の1/4(国の支給額の1/3) 中小企業：対象外(国が10/10助成)</p> <p>【申請期限】国の「雇用調整助成金」及び「緊急安定助成金」の支給決定から2か月以内</p> <p><消印有効></p>	<p>事業主向け 雇用支援事業事務局 (グジョブ相談 ステーション) ☎ 098-941-2044 (平日9:00~17:00)</p>

6. 従業員が休業

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
20	 <p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</p> <p>休業手当を受け取ることができなかった労働者の方向け</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により、休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受け取ることができなかった方に対し労働者の申請により新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給しますので労働者の方に周知してください。</p> <p>【対象】令和2年4月1日～令和3年2月28日までの間に事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者</p> <p>【算定方法】休業前の1日当たりの平均賃金×80%（1日当たり11,000円が上限）×各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数</p> <p>【申請期限】 休業期間が令和2年4月～9月：令和2年12月31日まで 休業期間が令和2年10月～12月：令和3年3月31日まで 休業期間が令和3年1月～2月：令和3年5月31日まで</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金コールセンター</p> <p>☎0120-221-276 (月～金8:30-20:00) (土日祝8:30-17:15)</p>
21	 <p>両立支援等助成金(新型コロナ特例)</p>	<p>1.介護離職防止支援コース</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。</p> <p>【支給額】合計5日以上10日未満：20万円 合計10日以上：35万円</p> <p>【対象労働者】</p> <p>①介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合 ②家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応へのため利用を控える場合 ③家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合</p> <p>【適用日】令和2年4月1日～令和3年3月31日に取得した休暇</p> <p>【申請期間】支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内</p> <p>2.母性健康管理措置による休暇取得支援助成金</p> <p>新型コロナ感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が安心して休暇を取得して出産し出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。</p> <p>【支給額】対象労働者1人当たり有給休暇計5日以上20日未満：25万円 以降20日ごとに15万円加算(上限額：100万円)※1事業所当たり人数上限：20人まで</p> <p>【申請期間】令和2年6月15日から令和3年5月31日まで</p>	<p>沖縄県労働局 雇用環境・均等室</p> <p>☎098-868-4403 (平日8:00～17:15)</p>
22	 <p>小学校休業対応助成金</p> <p>子どもの世話を休業せざるを得ない従業員がいる場合</p>	<p>臨時休業した小学校などに通う子供の世話を保護者として行うことが必要になった労働者へ有給休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた事業主へ助成(日額1日15,000円)助成します。</p> <p>【対象】小学校の臨時休業などにより従業員への特別休暇を取得させた事業主</p> <p>【助成額】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(上限あり) ※支給上限額は1日当たり8,330円～15,000円</p> <p>【適用日】令和2年10月1日～令和3年3月31日の間に取得した有給休暇 ※春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定がなかった日等は除きます。</p> <p>【申請期限】</p> <p>①令和2年10月1日から令和2年12月31日までの休暇所得分：令和3年3月31日まで ②令和3年1月1日から令和3年3月31日までの休暇取得分：令和3年6月30日まで</p>	<p>学校等休業助成金・支援金相談コールセンター</p> <p>☎0120-60-3999 (毎日9:00～21:00)</p>



7. 税金や保険税等が払えない

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
23	 <p>徴収猶予の「特例制度」</p>	<p>税金の支払いが難しい場合は、無担保かつ延滞金なしで1年間、村税・国民健康保険税のほか国税、県税徴収（※）の猶予を受けることができます。</p> <p>【対象】収入が前年同期比で20%以上減少し、税金が払えない方</p> <p>【手続き】徴収猶予を受けようとする場合、申請書や必要書類の提出が必要です。</p> <p>受付終了</p> <p>【特例の特徴】 1年間徴収を猶予、担保提供は不要、延滞金は免除。</p> <p>【対象税や保険料等】 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する税金や保険料等。（最終期限は2月1日ですが、期別により各々納期限が違いますのでご注意ください。）</p> <p>※ 国税・県税の猶予に関しては、それぞれ国税事務所フリーダイヤル又は県税事務所にお問い合わせください。</p>	<p>【村税】 住民課 収納係 ☎0980-56-2102</p> <p>【国税】 福祉保健課 財政健全化係 ☎0980-56-4189</p> <p>【国税】 国税事務所 フリーダイヤル ☎0120-826-167</p> <p>【県税】 名護県税事務所 ☎0980-52-5138</p>
24	 <p>社会保険料等の納付猶予</p> <p>①厚生年金保険 ②健康保険料 ③労働保険料</p>	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方には、申請により、1年間特例として厚生年金保険料及び労働保険料の納付の猶予（無担保・延滞金免除）することが可能になります。</p> <p>※令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料が対象。</p> <p>【対象】新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業主</p> <p>【申請先】 ①厚生年金/名護年金事務所 ②健康保険料/協会けんぽなら名護年金事務所、健康保険組合加入なら各健康保険組合 ③労働保険料/名護労働基準監督署</p>	<p>【厚生年金保険】 名護年金事務所 ☎0980-52-2522</p> <p>【健康保険料】 協会けんぽの方 名護年金事務所 ☎0980-52-2522</p> <p>健康保険組合の方</p> <p>【労働保険料】 名護労働基準監督署 ☎0980-52-2691</p>
25	 <p>公共料金等の猶予 （電気料金・ガス・電話料金・NHK受信料等の支払い猶予）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、電気料金の支払い期限を延長する特別措置を実施しています。詳しくは右記へお問い合わせください。</p> <p>※ガス料金の支払いについては、契約会社へお問い合わせください。</p>	<p>沖縄電力（株）コールセンター ☎0120-586-391 ※ガス事業者問合せ先一覧を確認</p>
26	 <p>中小事業者等に対する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の軽減措置</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置に起因して、事業収入が減少した中小事業者に対して、令和3年度課税の1年度分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の軽減措置が図られます。</p> <p>【軽減率】減少割合▲30%以上50%未満 軽減率1/2 ▲50%以上 全額</p> <p>受付終了</p> <p>【申請】令和3年1月4日から令和3年2月1日まで</p> <p>※申請前に認定経営革新等支援機関等の確認を受ける必要があります。</p>	<p>【お問い合わせ先】 今帰仁村役場 住民課 固定資産税係 ☎098-056-2101</p>





8. 資金繰りのために融資を受けたい

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
27	 <p>セーフティネット保証4号</p> <p>認定書受付期限</p>	<p>経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度で幅広い業種で影響が生じている地域について一般枠とは別枠（最大2.8億円）借入債務の100%を保証します。</p> <p>※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合</p> <p>【対象】次の①～③を全て満たすこと。</p> <p>①事業歴が3カ月以上の事業者</p> <p>②原則、最近1カ月の売上高が前年同月比に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>③沖縄県信用保証協会の保証対象事業者であること</p> <p>【認定書申請先】申請先 各金融機関</p> <p>【認定書申請期限】令和2年5月1日～令和2年12月1日まで （令和3年6月1日）まで延長</p>	<p>【認定】 今帰仁村役場経済課 商工観光係 ☎0980-56-2256</p>
28	 <p>セーフティネット保証5号</p> <p>認定書通年受付</p>	<p>経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度で特に重大な影響が生じている業種について一般枠とは別枠（最大2.8億円）借入債務の80%を保証します。</p> <p>※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合</p> <p>【対象】令和2年5月1日より全業種で次のいずれかに該当</p> <p>①直近3カ月の売上高又は販売数量が前年同期売上高等に比較して5%以上減少している。</p> <p>②原油等仕入価格の上昇分を製品等の販売価格に転嫁できない。</p> <p>③沖縄県信用保証協会の保証対象事業者であること</p> <p>【認定書申請先】申請先 各金融機関</p> <p>【認定書申請期限】令和2年5月1日～令和2年12月1日まで （令和3年6月30日）まで延長</p>	<p>【認定】 今帰仁村役場経済課 商工観光係 ☎098-056-2256</p>
29	 <p>新型コロナウイルス感染症に係る危機関連保証</p> <p>認定書受付期限 1月31日まで</p>	<p>全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種の事業者を対象に「危機関連保証」（借入債務の100%を保証）として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置</p> <p>【対象】次の①～③全てを満たすもの</p> <p>①事業歴が3カ月以上の事業者</p> <p>②金融取引に支障をきたしているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっているもの</p> <p>③原則として最近1カ月の売上高が前年同月に比して15%以上減少しており、かつその後2カ月を含む3カ月間の売上高が前年同月に比して15%以上減少することが見込まれること。</p> <p>【認定書申請先】申請先 各金融機関</p> <p>【認定書認定期間】令和2年2月1日から令和3年6月30日まで</p>	<p>【認定】 今帰仁村役場経済課 商工観光係 ☎0980-56-2256</p> <p>※銀行から代理申請することができます。</p> <p>【融資申込み】 各取扱金融機関窓口</p>
30	 <p>新型コロナウイルス感染症対応資金</p> <p>実質無利子・無担保</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業に対して、国の制度を活用し、最大で実質無利子（当初3年間）・無担保・保証料ゼロ・措置最大5年の融資を創設。</p> <p>【対象】県内で事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少した中小企業者でセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の市町村の認定を受けたもの。</p> <p>【限度額】4,000万円</p> <p>【利率】0.8%（セーフティネット保証4号、危機管理保証） 1.6%（セーフティネット保証5号）</p> <p>【貸付期間】10年以内</p> <p>【資金用途】運転資金・設備資金（借換可能）</p> <p>【取扱金融機関】琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行</p>	<p>お取引のある金融機関又は最寄りの取扱金融機関に直接ご相談ください。</p>

8. 資金繰りのために融資を受けたい

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
31	 <p>中小企業 セーフティネット 資金貸付</p>	<p>【対象】令和2年新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者、協同組合等は、県内において3か月以上継続して同一事業を営んでおり、下記のいずれかに該当するもの。 ①最近3か月又は6か月の売上高が前年同期比で5%以上減少しているもの ②倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上あるもの ③製品等原価の内10%以上を占める原油・原材料の仕入れ価格が10%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できないもの（最近3カ月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入れ価格を上回っていること） ④知事が認定する災害により被害を受けたもの ⑤中小企業信用保証法第2条5項第3号、第4号、第5項又は第7号の特定中小企業者として市町村が認定したもの ⑥中小企業信用保証法第2条第6項の特例中小企業者として市町村長が認定したもの</p> <p>【対象地域】沖縄県内の全市町村 【資金使途】新型コロナウイルス感染症の影響対応に係る事業資金 (①②③④⑤の場合：運転資金、④のうち設備関係の影響を受けたもの・⑤⑥：運転資金、設備資金) 【融資限度額】1企業・1組合あたり1事由につき3,000万円以内 【融資期間】運転資金7年（据置期間1年以内）、設備資金10年以内（据置期間1年以内） 【融資利率】0.90%～ 【保証料率】0%（保証料は全額県が負担） 【認定書申請先】村経済課 商工観光係 【融資申込期間】令和2年2月3日～</p>	<p>【融資条件詳細】 沖縄県商工労働部 中小企業支援課 (金融班) ☎098-866-2343 【認定書申請】 今帰仁村役場経済課 商工観光係 ☎0980-56-2256</p> <p>※銀行から代理申請することができます。 【融資申込み】 各取扱い銀行窓口</p>
32	 <p>生活衛生 新型コロナウイルス感 染症特別貸付 (沖縄公庫)</p>	<p>担保の有無によらず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施、12月21日から売上「直近6カ月平均」比較ができるよう要件緩和を実施。</p> <p>【融資対象】生活衛生関係の事業を営む方で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な状況悪化をきたし、次の①②のいずれかに該当する方 ①最近1カ月の売上高（又は過去6カ月の平均売上高）が前年又は前々の同期と比較して5%以上減少した方。 ②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合など前年同期と比較できない場合は最近1カ月の売上高（又は過去6カ月平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ・過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高 ・令和元年12月の売上高 ・令和元年10月～12月の平均売上高</p> <p>【資金の使途】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る） 【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内（据置期間5年以内） 【融資限度額（別枠）】8,000万円 【担保】無担保 【利率】当初3年間基準金利▲0.9%（1.26%→0.36%）、4年目以降金利 【利下げ限度額】4,000万円 ※金利は12月1日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律</p>	<p>【お問い合わせ先】 沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-981-827 【対応時間：平日・土曜日】</p> <p>沖縄振興開発金融公庫 生活衛生資金 ☎098-941-1840</p> <p>【沖縄公庫北部支店】 ☎0980-52-2338</p>


8. 資金繰りのために融資を受けたい

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
33	 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変特別貸付（沖縄公庫）	【対象】旅館業、飲食店業及び喫茶店営業を営む生活衛生関係事業者の方 【対象要件】新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する方 ・最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること ・中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること 【限度額】直接貸付1,000万円（旅館業は別枠3,000万円） 【利率】基準利率1.91% ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準利率から▲0.9%※令和2年5月1日時点、貸付期間・担保の有無などにより変動 【貸付期間】運転資金7年以内	お問い合わせ先 沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎0120-981-827 【対応時間：平日・土曜日】 沖縄振興開発金融公庫 生活衛生資金 ☎098-941-1840 【沖縄公庫北部支店】 ☎098-052-2338
34	 小規模事業者経営改善資金貸付（マル経）等の拡充	【対象】商工会議所、商工会、商工会連合会、生活衛生同業組合等の実施する経営指導等を受けており、会議所等の長の推薦を受けた小規模事業者・特定規模事業者の方 【対象要件】新型コロナウイルス感染症の影響により最近1カ月の売り上げが前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少している方 【限度額】別枠1,000万円 【利率】融資後3年間は経営改善利率から-0.9%、4年目以降は経営改善利率 【貸付期間】設備資金10年以内、運転資金7年以内	【沖縄公庫本店】 中小企業資金・生業資金（金融班） ☎098-941-1785 生活衛生資金 ☎098-941-1830 【沖縄公庫北部支店】 ☎098-052-2338
35	 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより売り上げが減少した小規模企業共済の契約者に対し、緊急安定貸付の貸付利率の無利子化、措置期間の設定、償還期間の延長などの貸付要件の緩和を実施します。 【対象】新型コロナウイルスの影響で最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する経営者の方 【限度額】2,000万円（ただし、契約者が納付した掛金の総額の7~9割の範囲内） 【利率・担保・保証人】無利子、無担保、保証人不要 【償還期間】貸付500万円以下 4年 貸付505万円以上 6年 【償還方法】6カ月ごとの元金均等割賦償還	（独）中小企業基盤整備機構共済相談室 ☎050-5541-7171 （平日9:00-18:00）
36	  新型コロナ特例リスケジュール	新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。 ①一括して既存債務の元金返済猶予要請 ②資金繰り計画策定における金融機関調整 ③資金繰りの継続サポート （①~③における中小企業者の費用は原則不要です。）	中小企業金融相談窓口 ☎0570-783-183 沖縄県中小企業再生支援協議会 ☎098-868-3760
37	 自然災害による被災者の債務整理	新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自己破産などの法的整理の要件に該当することとなった個人・個人事業主の特定調停手続きを活用した債務整理を行い、自助努力による生活や事業の再建を支援する特例が制定されました。 【特例内容】住宅ローン、カードローン等のその他の債務を抱える個人・個人事業主について住宅を手放すことなく住宅ローン以外の債務の免除・減額を申し出ることが可能。（一定の要件を満たす必要あり） 【申込】ローンの借入先の金融機関等	【お問い合わせ先】 ローン借入先の金融機関等へご連絡ください。

9. 観光・飲食店

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
38	<p>GOTOキャンペーン事業</p> <p style="background-color: yellow; text-align: center;">停止中</p>	<p>①GOTOトラベルキャンペーン</p> <p>国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援します。上限額は1人1泊20,000円、日帰りは1人1万円。支援額の内、①7割は旅行代金の割引に、②3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与します。連泊制限や利用制限はありません。</p> <p>【利用期間】</p> <p>①宿泊を伴う ～令和3年2月1日まで</p> <p>②日帰り ～令和3年1月31日まで</p> <p>③修学旅行 ～令和3年3月15日まで</p>	<p>一般利用者向け ☎03-3548-0520 関係事業者向け ☎03-3548-0525 (平日9:30-17:00)</p>
		<p>②GOTOEATキャンペーン</p> <p>ポイント還元やプレミアム付き食事券の発行を支援することで、感染予防対策に取り組む飲食店の需要を喚起し、同時に食材を供給する農林漁業者を支援するキャンペーンです。</p> <p>【対象】民間事業者（オンライン予約サイト運営者・食事券発行者）</p> <p>【主な支援】</p> <p>①オンライン予約サイトで予約・来店した方へ次回に使える1人最大1,000円分のポイントを付与</p> <p>②地域内の登録店舗で使える25%のプレミアム付き商品券を発行</p> <p>【実施期間】10月以降に準備のできた地域から、プレミアム付き食事券の発行を順次実施する予定</p> <p>【参加登録店舗】感染予防対策に取り組むことが条件</p>	<p>GOTOキャンペーンコールセンター ☎0570-029-200 (毎日10:00～17:00)</p> <p>※ただし12月29日～1月3日は除く</p>
		<p>③GOTOイベントキャンペーン</p> <p>チケット販売事業者などを經由して、期間中のイベントやエンターテインメントのチケットを購入した方に、チケット料金の2割相当の割引またはクーポン等を付与することで、イベントやエンターテインメント業の需要を喚起することを目的とするキャンペーンです。</p> <p>【対象】新型コロナウイルス感染症により影響を受けたスポーツや文化芸術に関するイベントであり、国内で不特定かつ多数を対象に有償で行われるもの</p> <p>【主な支援内容】</p> <p>①チケット代金の割引②会場等での物販で利用できるクーポン等の付与</p> <p>③別のイベントのエンターテインメントのチケット購入のみに利用できるポイント等の付与</p>	<p>経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 官民一体型需要喚起推進室 juyoukanki-campaign@meti.go.jp</p> <p>※詳細は委託先決定次第</p>
		<p>④GOTO商店街キャンペーン</p> <p>商店街等への誘客や、商店街等での購買に繋がるイベントなどの取り組みを支援することにより、商店街等のにぎわい回復を図ることを目的としたキャンペーンです。</p> <p>【対象】中小小売業やサービス業のグループ等（商店街・飲食店街・温泉組合・テナント会等）</p> <p>【主な支援内容】「イベント資金、ノウハウ、人材派遣等による支援、イベント等の広報」等の取組に上限300万円を支給</p>	<p>経済産業省 中小企業庁 経営支援部商業課 chuki-syogyo@meti.go.jp</p> <p>※詳細は委託先決定次第</p>
39	<p>宿泊施設バリアフリー化促進事業</p>	<p>全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援します。</p> <p>【対象】旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客室のバリアフリー化 ・客室トイレのバリアフリー化 ・ワーケーションスペースの整備 ・車椅子対応、エレベーターの設置 <p>・【補助率・補助額】1/2補助 1宿泊事業者当たり上限500万円</p> <p>【公募期間】令和2年7月31日（金）～9月11日（金）※事務局必着</p>	<p>観光庁観光産業課 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 ☎03-5253-8330</p> <p style="background-color: red; color: white; text-align: center; transform: rotate(-15deg);">受付終了</p>

9. 観光・飲食店

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
40	 <p>宿泊施設基本的 ストレスフリー環境 整備事業</p> <p>サーモグラフィー も対象経費</p>	<p>全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館、ホテル等の宿泊施設が提供する基本的なインバウンド受入環境整備の取組を支援します。今回の公募により、サーモグラフィー等の導入が新たに支援目ニューとして追加されました。</p> <p>【対象】旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等） 【対象事業】Wi-Fi整備、トイレの様式化、案内表示の多言語化、サーモグラフィーの導入（※総客室数が50室以上の宿泊施設に限る）等 【補助率・補助額】 インバウンド受入環境の整備1/3補助(上限150万円) 【公募期間】令和2年7月31日(金)～9月11日(金) 観光庁必着</p>	<p>観光庁観光産業課 宿泊施設インバウンド 対応支援事務局)</p> <p>〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-2</p> <p>☎ 03-5253-8330 (平日10:00 - 17:00)</p>
41	 <p>沖縄彩発見 キャンペーン (第2弾)</p>	<p>沖縄県では、新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、旅行商品代金に対して県が最大10,000円の補助を行う、県民の県内旅行需要喚起を図る「おきなわ彩発見キャンペーン」を実施しています。</p> <p>【利用対象者】沖縄県内に住所を有する者（在留外国人を含む） 【利用期間】令和2年7月10日～8月31日チェックアウト分</p>	<p>「おきなわ彩発見」ツアープラン等を取り扱っている旅行者等へ直接お問い合わせください。</p>
42	 <p>沖縄彩発見 キャンペーン (第3弾)</p>	<p>GOTOキャンペーンの全国における一時停止や1都3県における緊急事態制限により、本県のリーディング産業である観光産業はかき入れ時を逸した上に、さらに追い打ちをかけられた厳しい状態が続いています。Withコロナ時代においても感染対策をした上での経済対策も重要だと考えており、県内の感染状況を踏まえつつ域内需要喚起を図る観点から県民を対象としたおきなわ彩発見キャンペーン第3弾を実施します。</p> <p>【実施時期】令和3年3月10日～令和3年4月30日までの宿泊分</p>	<p>「おきなわ彩発見」ツアープラン等を取り扱っている旅行者等へ直接お問い合わせください。</p>
43	 <p>地域の観光資源の 磨き上げを通じた 域内連携促進事業</p>	<p>地域に残る縦割りを打破し、観光事業者や観光地域づくり法人（DMO）と交通事業、漁業、農業、地場産業などの多様な関係者が連携し、地域に眠る観光資源を磨き上げる取組を支援することで、観光需要の回復・地域経済の活性化につなげる。</p> <p>施策イメージ：コンテンツの造成に必要な諸経費（企画・開発費等）を支援（例）モデルツアー実施費用等</p>	<p>【お問合せ先】 観光地域振興課 国交省代表 ☎03-5253-8111 内線：27-702 内線：27-708</p>
44	 <p>新型コロナウイルス 感染症に係る 衛生環境激変特別貸付</p>	<p>【対象】旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む生活衛生関係事業者の方 【対象要件】新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、次のいずれにも該当する方 ・最近1カ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること ・中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること 【限度額】直接貸付1,000万円（旅館業は別枠3,000万円） 【利率】基準利率 【貸付期間】運転資金7年以内</p>	<p>【沖縄公庫本店】 生活衛生資金 ☎ 098-941-1830</p> <p>【沖縄公庫北部支店】 ☎ 0980-52-2338</p>

10. 農林漁業

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
45	<p>経営継続補助金</p> <p>給付金ではないので一定の自己負担額が生じます。</p>	<p>【対象】農林漁業者（個人及び法人）※常時従業員数は20人以下</p> <p>【対象経費】経営継続に関する取組に要する次の①～③の経費</p> <p>①国内外の販路の回復・開拓</p> <p>②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換</p> <p>③円滑な合意形成の促進等</p> <p>【補助率】3/4（補助上限は100万円）※共同の場合最大1,000万円</p> <p>【申請期限】第2次募集 令和2年9月中旬～10月中旬</p> <p>【対象】農林漁業者（個人及び法人）※常時従業員数は20人以下</p> <p>【対象経費】経営継続に関する取組に要する経費（事業主別ガイドラインを参照）</p> <p>【補助額】上限は50万円 ※共同の場合最大500万円</p> <p>【申請期限】第2次募集 令和2年9月中旬～10月中旬</p>	<p>【作成・相談支援機関】</p> <p>今帰仁村漁業協同組合 ☎0980-56-2226</p> <p>沖縄県農業協同組合 ☎098-831-5565</p> <p>沖縄県養鶏農業協同組合 ☎098-973-2331</p> <p>沖縄県花卉園芸農業協同組合 ☎098-860-2269</p>
46	<p>農林漁業セーフティネット資金貸付</p> <p>実質無利子・無担保</p>	<p>【対象】農林漁業者であって農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方など</p> <p>【対象要件】新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること</p> <p>【限度額】（一般）1,200万円（特任）年間経費等の12/12以内</p> <p>【利率】貸付日から当初5年間、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、実質無利子。</p> <p>【貸付期間】10年以内</p>	<p>【沖縄公庫本店】</p> <p>農林漁業資金 ☎098-941-1840</p> <p>【北部支店】 ☎0980-52-2338</p>
47	<p>高収益作物次期作支援交付金</p>	<p>【対象】令和2年2月～4月の間に野菜・花き・果樹などについて出荷実績がある、または廃棄等により出荷できなかった生産者</p> <p>【交付額】</p> <p>①高収益作物の次期作に向けた取組 10aあたり5万円</p> <p>②新たな品種や新技術の導入等の取組 10aあたり2万円×取組数</p> <p>③高品質な花きを厳選して出荷する取組 1人1日あたり2,200円</p>	<p>農家対象</p> <p>沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課 ☎098-866-1653</p>
48	<p>優良肉用子牛生産推進緊急対策事業（ALIC事業）</p> <p>※申請は生産者⇒民間団体⇒ALIC</p>	<p>肉用子牛（品種区分毎）の全国平均価格（月別）が、発動基準（右記）を下回った場合に、経営改善のための取組メニュー（①～④の内2つ以上）に取り組んだ生産者に対し、販売頭数に応じて奨励金を交付します。</p> <p>【対象】経営改善のための取組メニューに取り組む生産者</p> <p>【補助額】黒毛和種 60万円、交雑種 30万円、乳用種18万円を下回った場合、1万円/1頭 等</p> <p>【取組メニュー】</p> <p>①畜舎の環境改善（防虫、暑熱・寒冷対策等）</p> <p>②経営分析（経営管理研修会への参加等）</p> <p>③子牛の疾病予防（下痢防止剤の投与等）</p> <p>④繁殖雌牛・子牛の栄養状態の改善（ビタミン等資料添加物の利用等）</p>	<p>畜産農家対象</p> <p>農林水産省生産局 食肉鶏卵課 ☎03-3502-5989</p>
49	<p>沖縄県肉用牛肥育経営安定対策事業</p>	<p>肥育牛の出荷遅延に要する経費のうちかき増し経費の一部を支援します。</p> <p>【対象】県内肉用牛肥育農家</p> <p>【対象要件】</p> <p>①出荷頭数のうち、出荷遅延した肥育牛</p> <p>②令和2年4月1日から9月30日における出荷頭数の3割以内の出荷遅延した肥育牛</p> <p>【補助額】定額 22,000円/1頭</p> <p>【申請期間】令和2年7月～令和3年3月31日まで</p>	<p>畜産農家対象</p> <p>沖縄県畜産課 ☎098-866-2269</p> <p>沖縄県畜産公社 ☎098-855-1129</p>
50	<p>特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける水産物の買取、保管等の費用を支援します。</p> <p>【対象】漁業者団体等</p> <p>【補助率】定額、対象経費の2/3</p> <p>【事業実施主体】民間団体</p>	<p>漁業者対象</p> <p>水産庁加工流通課 ☎03-6744-2350</p>



10. 農林漁業

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
51	園芸作物再生産支援事業	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により特に被害の大きかった花き生産農家に対し、次期作生産に係る経費の一部を支援します。</p> <p>【対象】花き生産農家</p> <p>【対象要件】次期作に向けた花きの取組の①～③全てを満たすこと</p> <p>①国の「高収益作物次期作支援交付金」に取り組むこと</p> <p>②栽培する品目は沖縄県が定める戦略品目であること</p> <p>【補助額】10a当たり3万円以内</p> <p>【申請期間】令和2年8月～12月25日まで</p>	<p>花き農家対象</p> <p>沖縄県農林水産部 園芸振興課 野菜花き班 ☎098-866-2266 (平日9:00～17:00)</p>
52	ちばりよ～ わった～農林水産業 応援プロジェクト 事業	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた農林水産物の学校給食・子ども食堂等への食材提供、公共施設等での花き活用拡大支援等の取組をとおして地産地消の推進、消費拡大を図ります。</p> <p>①学校給食への和牛・水産物等の食材提供</p> <p>【対象】沖縄県畜産振興公社、沖縄県漁業協同組合連合会等</p> <p>【対象要件】県内で食材提供を希望する小中学校等</p> <p>【補助率】食材提供を希望する小中学校への食材費、加工費及び輸送費を定額補助</p> <p>【申請期間】令和2年9月～令和3年2月まで</p> <p>②子ども食堂等への果実提供事業</p> <p>【対象】子ども食堂等、保育所</p> <p>【対象要件】食材提供を希望する県内の子ども食堂等、保育所</p> <p>【補助率】子ども食堂等、保育所へ提供する県産パイナップル・マンゴーの食材及び輸送費を定額補助</p> <p>【申請期間】令和2年7月～令和2年9月まで</p>	<p>畜産・漁業者対象</p> <p>沖縄県 畜産課 ☎ 098-866-2269 (平日9:00～17:00)</p> <p>受付終了</p>
53	ちばりよ～ わった～農林水産業 応援プロジェクト 事業	<p>③公共施設等での花き活用補助金</p> <p>【対象】沖縄県花き園芸協会</p> <p>【対象要件】県単位で活動する協議会</p> <p>【補助率】公共施設等で活用する花材費の1/2</p> <p>【申請期間】令和2年8月～令和3年3月まで</p>	<p>花き農家対象</p> <p>沖縄県 流通加工推進課 ☎ 098-866-2255</p>
54	今帰仁村農業、商工業 及び漁業者支援金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み農業者及び事業者等に対し、事業継続や早期再建を図る目的に今帰仁村農業事業経営早期再建支援金を支給します。</p> <p>【対象】農業、商工業、漁業を営む本村に住民登録のある個人事業主</p> <p>※令和2年5月31日までに税務申告をした方</p> <p>【支援金額】5万円</p> <p>【申請期限】令和2年9月30日（水曜日）まで</p>	<p>受付終了</p> <p>村役場経済課 農林水産係・商工観光係 ☎0980-56-2256</p>
55	今帰仁村法人事業主 早期再建支援金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている法人事業主に対し、事業の継続や早期再建を図ることを目的に法人事業主早期再建支援金を支給します。</p> <p>【対象】</p> <p>①今帰仁村に主たる営業所（本社・本店）を有する法人</p> <p>②今帰仁村で令和元年度に法人村民税の申告をしている法人</p> <p>③平成31年3月から10月末までに設置等に関する申告書を提出している法人</p> <p>【支援金額】5万円</p> <p>【申請期限】令和3年1月29日（金曜日）まで</p>	<p>受付終了</p> <p>村役場経済課 商工観光係 ☎0980-56-2256</p>

11、医療機関

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
56	 新型コロナウイルス感染症医療機関協力金	新型コロナウイルス感染症患者及び感染症の疑いがある患者の受入に協力してくれた医療機関に対し、協力を支給します。 【対象】感染症指定医療機関及び感染症協力医療機関等（21施設） 【交付額】 ①入院受入のある医療機関 外来診療基礎額 1医療機関につき1日あたり36,000円 入院患者変動額 延べ入院患者1人につき1日あたり64,000円 ②入院受入のない医療機関 外来診療基礎額 1医療機関につき1日あたり36,000円	沖縄県 保健医療部 医療政策課 ☎098-866-2111
57	 新型コロナウイルス感染症防止対策地域医療機関等支援事業	地域の医療機関に対し、院内での感染防止対策及び診療体制の確保のための支援金を交付します。 【対象経費】新型コロナ感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費 【対象機関・交付額】 (1)病院（救急、周産期、小児医療機関以外） 1施設当たり200万円+病床数×5万円 (2)有床診療所（医科、歯科）/1施設当たり200万円 (3)無償診療所（医科、歯科）/1施設当たり100万円 (4)薬局/1施設当たり70万円 (5)訪問看護ステーション/1施設当たり70万円 (6)助産所/1施設当たり70万円 【申請期間】令和2年8月～	厚生労働省新型コロナ緊急包括支援交付金 コールセンター ☎03-3595-3317 オンライン申請に関するヘルプデスク 国保中央会 ☎0120-041-422
58	 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 感染者診察 20万円 指定医療機関 10万円 感染者なし 5万円	新型コロナウイルス感染症患者が拡大する困難な状況下で、従事した医療施設等職員に対して慰労金を支給します。 【対象要件・支給額】 都道府県から役割を設定された医療機関に勤務し患者と接する医療従事者や職員であって ①実際に感染症患者に診察等を行った医療機関である場合 20万円 ②①以外の場合 10万円 ③その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員 5万円	沖縄県 地域保健課 ☎ 098-866-2215 （平日9:00～17:00）
59	 新型コロナウイルス感染症対応救護施設従事者慰労金 感染者発生 20万円 発生なし 5万円	新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した救護施設に勤務する職員に対して慰労金を支給します。 【対象要件・支給額】 ①利用者に感染者が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した救護施設に勤務し利用者と接する職員 20万円 ②救護施設で勤務し利用者と接する職員（①以外） 5万円	沖縄県 保護・救護課 ☎098-866-2428 （平日9:00～17:00）

12. 福祉施設

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
60	 <p>児童福祉施設 指導育成費 (児童養護施設等に おける感染拡大防止等の 取組)</p>	<p>児童養護施設等の感染拡大防止のため必要な改修や衛生用品・備品の購入・備蓄等を支援するとともに、児童相談所の感染防止対策及び親が罹患した児童を一時保護する体制を構築します。</p> <p>【対象】児童養護施設、里親等 【事業内容】</p> <p>①感染防止用備品・消耗品等の購入(1施設・世帯 上限50万円) ②感染が疑われるものを空間的に分離するための個室化に要する改修費 ③かかり増し経費(追加)</p> <p>職員への一時金支給(慰労金(介護等)の代替、遠隔授業を想定したモバイル端末購入、濃厚接触者に対応した職員の宿泊先確保、コロナ休校に伴う臨時雇用等</p>	<p>沖縄県 子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 ☎098-866-2174</p>
61	 <p>障害福祉事務所等 従事者慰労金</p> <p>感染者発生 20万円 発生なし 5万円</p>	<p>新型コロナウイルスが発生した又は濃厚接触者に対応した施設・事務所に勤務する職員に対し慰労金(20万円)を支給します。それ以外の施設・事業所に勤務し、利用者との接触を伴うサービスに携わる職員に対し慰労金(5万円)を支給します。該当の事業者の方は職員への周知をお願いします。</p> <p>【対象要件・支給額】</p> <p>①利用者に感染者が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所・施設等に勤務し利用者と接する職員 20万円 ②事業所で勤務し利用者と接する職員(①以外) 5万円</p> <p>【申請期間】令和3年1月31日まで</p>	<p style="text-align: center;">受付終了</p> <p>沖縄県 障害福祉課 ☎ 098-866-2190 (平日9:00~17:00)</p>



13. 介護施設

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
62	<p>県</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策事業補助金</p> <p>①介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業</p> <p>②在宅事業所による利用者への再開支援への助成事業</p> <p>③在宅サービス事業所における環境整備への助成事業</p>	<p>感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するための衛生用品の購入サービスの提供に必要なかかり増し経費の支援を行い、サービス利用休止中の利用者への利用再開に向けた働きかけ、感染防止のための環境整備の取り組みについて支援します。</p> <p>【対象】</p> <p>①介護サービス事業所・施設等（サ高住等を含む）</p> <p>②③住宅サービス事業所（訪問・通所・短期入所・多機能型等）</p> <p>【対象要件】令和2年4月1日以降に以下の取組を行った事業所等</p> <p>①感染症対策を徹底したうえでサービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等</p> <p>②サービス利用休止中の利用者への利用再開支援（☎・訪問等によるサービス提供のための調整等）を行った在宅サービス事業所</p> <p>③感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所</p> <p>【補助額】</p> <p>①事業所系：3.3万円～188.5万円、施設系：定員当たり3.3万円～4.8万円</p> <p>②利用者当たり 電話確認1.5千円、訪問による場合3千円</p> <p>③事業所当たり20万円</p> <p>【申請期間】令和3年2月末日（対象機関令和2年4月1日～令和3年3月31日）</p>	<p>受付終了</p> <p>沖縄県 生活福祉部 高齢者福祉介護課 ☎ 098-866-2214 (平日9:00～17:00)</p>
63	<p>県</p> <p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業</p>	<p>介護施設等における感染防止のための個室化改修費を補助します。</p> <p>【対象】居住系高齢者施設の設置主体</p> <p>【対象要件】事業継続が必要な施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化整備。</p> <p>【補助額】97.8万円/1床</p> <p>【申請期間】令和2年12月21日（月）（対象期間：令和2年7月10日～令和3年3月31日）</p>	<p>受付終了</p> <p>沖縄県 生活福祉部 高齢者福祉介護課 ☎ 098-866-2214 (平日9:00～17:00)</p>
64	<p>県</p> <p>簡易陰圧装置・喚気設備設置事業</p>	<p>介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための簡易陰圧装置及び換気設備の設置について補助金を交付します。</p> <p>【対象】居住系高齢者施設</p> <p>【対象要件】簡易陰圧装置設置支援、換気設備設置支援</p> <p>【補助額】</p> <p>簡易陰圧装置設置支援：1台当たり432万円</p> <p>換気設備設置支援：1㎡当たり4千円</p> <p>【申請期間】令和3年2月末日（対象期間：令和2年4月30日～令和3年3月31日）</p>	<p>受付終了</p> <p>沖縄県 生活福祉部 高齢者福祉介護課 ☎ 098-866-2214 (平日9:00～17:00)</p>
65	<p>県</p> <p>新型コロナウイルスに係る介護サービス事業所等継続支援事業</p>	<p>休業要請を受けた介護サービス事業所や利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等が、感染機会を減らしつつ必要な介護サービスを継続して提供できるようかかり増し経費を支給します。</p> <p>【対象】介護サービス事業所</p> <p>【対象要件】休業要請を受けた介護サービス事業所や利用者又は職員に感染者が発生した事業所等</p> <p>【補助額】3万円～100万円程度</p> <p>※介護サービス種別により異なる。</p> <p>【申請期間】令和3年2月末日（対象期間：令和2年1月15日～令和3年3月31日）</p>	<p>受付終了</p> <p>沖縄県 生活福祉部 高齢者福祉介護課 ☎ 098-866-2214 (平日9:00～17:00)</p>
66	<p>県</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応介護事業所従事者慰労金</p> <p>感染者発生 20万円</p> <p>発生なし 5万円</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員及びそれ以外の職員に対して慰労金を支給します。該当の事業者の方は職員への周知をお願いします。</p> <p>【対象要件・支給額】</p> <p>①利用者に感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所・施設等に勤務し利用者と接する職員 20万円</p> <p>②事業所で勤務し利用者と接する職員（①以外） 5万円</p> <p>【申請期間】令和3年2月末日</p>	<p>受付終了</p> <p>沖縄県 生活福祉部 高齢者福祉介護課 ☎ 098-866-2214 (平日9:00～17:00)</p>

14. その他(感染防止対策や消費促進)

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
67	 コロナに負けない 公共交通奨励金	公共交通機関における持続的な感染防止対策の定着を支援します。 【対象者】路線バス事業者、法人タクシー事業者 【対象要件】令和2年3月31日時点において必要な許可を受け、沖縄県内に事業所を有している公共交通事業者 【奨励金の額】 路線バス 登録車両1台当たり 5万円 法人タクシー(タクシー・ハイヤー) 登録車両1台当たり 4万円 法人タクシー(福祉車両) 登録車両1台当たり 1万円 【申請期間】令和2年7月16日～令和2年8月31日まで	受付終了 沖縄県 企画部 交通政策課 ☎ 098-866-2013
68	 沖縄県文化芸術 コンテンツ配信環境支 援事業	県内のライブハウスや劇場、ホール、ギャラリー等の文化施設の運営者に対し公演・展示等配信に要する経費(配信機材の整備等)を補助することで事業者の負担を軽減し、ライブハウス等の施設運営者の収益力の強化、新しい生活様式に対応した鑑賞環境の構築を行います。 【対象】県内のライブハウスや劇場、ホール、ギャラリー等の文化施設の運営者 【対象要件】本事業で購入した配信機材により動画等の配信を3回以上行うこと 【補助額】 ①機材等の購入経費 上限50万円 ②撮影・配信に要する外部スタッフの人件費 上限20万円 【申請期間】令和2年9月～令和3年2月29日まで(予定)	受付終了 沖縄県 観光スポーツ部 文化振興課 ☎ 098-866-2768
69	 超高速通信サービス 整備事業	超高速ブロードバンド環境未整備地域の解消のため、国の高度無線環境整備推進事業を活用し、光ファイバーを整備する民間事業者に対し、村が整備費用を補助し、村内全域への光ファイバー網を整備します。 【対象地域】村内のブロードバンド環境未整備地域	今帰仁村役場 総務課 電算担当 ☎ 0980-56-2101
70	 今帰仁村商工業者応援プ レミアム付商品券(地域 経済活性化応援事業)	新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ地域経済の活性化を図るために、村内店舗等(商品券取扱い登録店舗)で利用できるプレミアム付き商品券を販売します。 【プレミアム付き商品券】 ・販売価格2,000円 プレミアム率50% ・1冊500円×6枚の商品券を1人5冊まで購入できます。 【販売期間】令和2年10月1日～令和2年12月28日まで 【有効期間】令和3年2月14日(日)まで	受付終了 【販売】 村商工会 月～金(祝日除く) 9:00～17:00 ☎ 0980-56-4474 今帰仁の駅そーれ 火～金(月曜日休み) ☎ 0980-56-4940
71	 なきじんウォーカー (地域応援キャンペン 事業)	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける村内宿泊業者の経済的影響の緩和や早期回復を図るため、村民が親しみながら村の良さを村外の人にも伝えてもらうことが目的。旅行代金に対して村が最大10,000円の補助を行い、今帰仁村のPR発信者となって頂く、「今帰仁村の魅力再発見! なきじんウォーカー」を実施します。 【旅行対象者】今帰仁村内に住所を有する方(在留外国人を含む) 【補助内容】世帯単位で1回のみ利用可 ①単身世帯: 宿泊料金に対し上限1万円 ②2人以上世帯: 2人までは、1人につき上限1万円 ※3人目以降は1人につき上限5千円 【利用期間】令和2年12月7日～令和3年2月7日に宿泊の方	受付終了 今帰仁村観光協会 ☎ 0980-56-1057

14. その他(感染防止対策や消費促進)

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
72	  企業人材 マッチング支援	沖縄総合事務局、沖縄県及び産業雇用安定センター沖縄事務所では、沖縄県雇用対策推進協議会（会長：沖縄県知事）が策定した沖縄県雇用対策アクションプランの一環として、企業間の雇用シェアを促進し、雇用状況の改善を図るべく、企業間人材マッチングを支援しております。事業活動の停滞により休業を余儀なくされている人材が多数いる一方で、人材不足で人材を必要とする企業もあり、企業間で人材の送り出しと受け入れを行う事で、雇用の維持や人材のスキルアップ、経営改善が期待できます。 【募集期間】令和2年11月20日～令和3年6月30日まで 【受け入れ企業のお申し込みはこちら】 https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/okinawa-keizai-matching_2 【送り出し企業お申し込みはこちら】 https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/okinawa-keizai-matching_2	【お問合せ先】 内閣府沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課 ☎ 098-866-1730 FAX098-860-1375 【事業概要】 http://www.ogb.go.jp/keisan/oshirase/20201120_01

15. 相談先

No.	支援策	相談窓口		設置場所
1	中小企業・小規模事業者で 新型コロナウイルス感染症による事業継 続や経営相談をしたい	中小企業相談窓口 「沖縄県よろず支援拠点」 ※☎またはリモートにて 相談受付中	平日9:00~19:00 土日祝祭日9:00~17:00 ☎098-851-8460 メール contact@yorozu.okinawa	那覇市小禄1831番地1 沖 縄産業支援センター4F (414号室)
2	人事、賃金、就業規則、各種保険、 助成金などについて専門家に相談した い。	社会保険労務士による 無料個別相談会	毎週水・金（要予約） ☎098-941-2044	名護市産業支援センター 2階会議室
3	公共施設等への寄付等 (マスク等の消耗品や食料品等)	総務課総務係	☎0980-56-2101	今帰仁村役場内 総務課

各事業者における新型コロナウイルス感染症対策

1 体調不良の従業員(職員)がいたら、**自宅療養**させてください。

【事業者の方】

- ①従業員(職員)の健康状態を常に確認し、**体調不良の職員は自宅療養**させてください。
- ②社内で発熱した場合は、**マスクを着用させたくて帰宅**させてください。
- ③職員に対して自宅待機などを命じた場合、**感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則に基づいた対応**を取ってください。

【従業員(職員)の方】

次の症状が続く場合は、コールセンター(098-866-2129)やかかりつけ医にお問い合わせください。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方(高齢者、基礎疾患のある方等)や妊婦の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・重症化しやすい方以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

2 従業員(職員)に感染が確認された場合は、その従業員(職員)は**感染症法**に基づく**入院等隔離**が必要です。

【事業者の方】

- ①必要に応じて保健所の助言等により、**事業所等の消毒**を行います。
- ②消毒のほか、家族、顧客への対応など不明な点については、最寄りの保健所へ相談してください。
- ③各職場において事前に厚生労働省作成の下記参考資料等を参考に対応ルールを定め、職員へ周知してください。

※消毒の方法

- ・発熱者の執務エリア(机、いす等)の消毒(清拭)を行う。
- ・**消毒範囲の目安は、発熱者の半径 2m程度、トイレ等の使用があった場合は該当エリアの消毒を行う。**
- ・**アルコール消毒液(70%~80%)もしくは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を用いる。**
- ・消毒の際は適切な**個人保護具(マスク・手袋等)**を用いること。

3 退院後、4 週間程度は衛生対策と健康観察を行い体調を確認しながら復帰させてください。

【事業者の方】

保健所からアドバイスを受けただうえで、退院後4週間程度は一般的な衛生対策に加え観察を行い、飛沫感染を予防するためにマスク着用を義務付け、体調を確認しながら復帰させてください。

【事業者、従業員(職員)の方】

診療に過剰な負担がかかり医療機能が低下することを避けるためにも、復帰する社員が医療機関に「陰性証明や治療証明」を求めたり、復帰する職員に「陰性証明や治療証明書」の提出を指示することは控えてください。

4 職員が濃厚接触者となった場合、濃厚接触者は 14 日間の外出自粛・健康観察等を行ってください。

【事業者の方】

保健所の要請に加えて、事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合には感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行ってください。

【従業員(職員)】

保健所が実施する調査により、職員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の助言に従い感染防止の措置を講じることとなります。保健所からは14日間の外出自粛・健康観察が求められます。(PCR検査の結果が、陰性だった場合でも最終接触日から14日間の外出自粛・健康観察が必要です。)

新型コロナウイルスの感染経路とその回避策

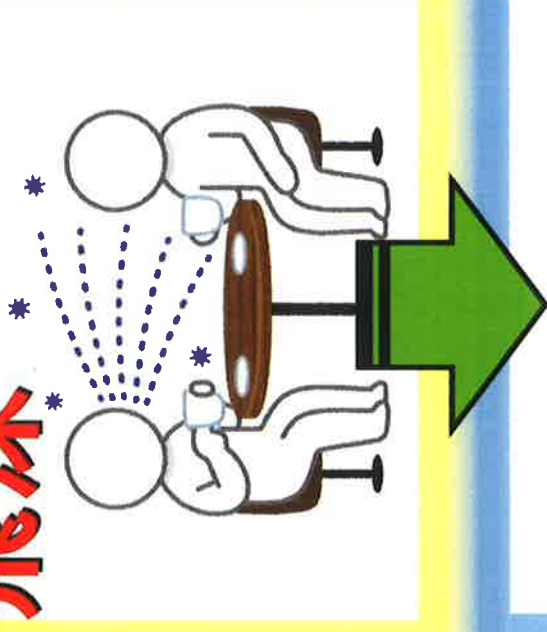
接触、飛沫、マイクロ飛沫により、**感染する**おそれがあります。
感染リスクを回避する感染防止対策を徹底しましょう！

接触



ウイルスが付着した場所に触れた手で、
自分の口や鼻に触れる
感染防止策→こまめな手洗い・手指消毒

飛沫



感染者が咳・くしゃみ・発声等で飛ば
した飛沫を吸い込む
感染防止策→マスク着用・距離確保

マイクロ飛沫



微細な粒子となって浮遊している
ウイルスを吸い込む
感染防止策→換気・距離確保

新型コロナウイルス感染症 相談・受診フロー（一般の方向け）

受診すべきかわからない
受診方法がわからない

症状のある方
発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさがある方

接触者等
陽性の方と接触のあった方。接触確認アプリCOCOAで通知のあった方等。症状の有無は問いません。

コールセンター
098-866-2129

受診・検査希望あり
(診療所または検査協力医療機関を紹介)

緊急性が高い

救急外来

できるだけ事前に電話をして、
受診方法を確認する。

診療所
※診察のみ

医師が検査必要と判断

検体採取センター
※北部、浦添、那覇市・南部に設置（宮古、八重山は設置なし）
※中部は、中部地区医師会がホームページの間診サイトで検査協力医療機関を紹介

検査協力医療機関

※検査結果が出る前に容体が悪化した場合は、
受診した医療機関に相談または救急外来を
受診してください。

陽性

検査実施機関

陰性

入院（感染症指定医療機関・協力医療機関）

宿泊療養・自宅療養

診療所等で診療継続

—緊急性の高い症状—

【表情・外見】

- ・顔色が明らかに悪い※
- ・唇が紫色になっている
- ・いつもと違う、様子がおかしい

【息苦しさ等】

- ・息が苦しくなった（呼吸数が多くなった）
- ・急に息苦しくなった
- ・生活をしていて少し動くと息苦しい
- ・胸の痛みがある
- ・胸になれない
- ・座らないと息ができない
- ・肩で息をしている
- ・ゼーゼーしている

【意識障害など】

- ・ぼんやりしている（反応が弱い）※
- ・もうろうとしている（返事が無い）※
- ・脈がとぶ脈のリズムが乱れる感じがする

※がついているものは、例えば一緒に生活する人が見て判断した場合

※陽性者は原則入院だが、地域の状況に応じて宿泊療養・自宅療養となる場合がある

新型コロナウイルス感染症 相談・受診フロー（濃厚接触者向け）

保健所から
濃厚接触者と
特定された方

保健所の調査の結果、患者の発症日の2日前から以下のいずれかに該当する接触があった方が濃厚接触者の対象になり、対象者には保健所から連絡をします。

1. 患者と同居あるいは長時間の接触があった者
2. 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた者
3. 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
4. 手が触れることのできる距離（約1m）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上接触があった者

保健所が濃厚接触者に連絡し、受診先を案内
(案内した以降は濃厚接触者から保健所に連絡・相談)

症状の程度や地域の実情に合わせて受診先を調整

検査協力医療機関

検体採取センター

※北部、浦添、那覇市・南部に設置（宮古、八重山は設置なし）
※中部は、中部地区医師会がホームページの問診サイトで検査協力医療機関を紹介

感染症指定医療機関

協力医療機関

緊急性が高い



救急外来

※受診する前や検査結果が出る前に
容体が悪化した場合は、保健所に
相談または救急外来を受診してく
ださい。

陽性

検査実施機関

陰性

入院（感染症指定医療機関・協力医療機関）

宿泊療養・自宅療養

※陽性者は原則入院だが、地域の状況に応じて宿泊療養・自宅療養となる場合がある

患者との最終接触日から14日間は、濃厚接触者のまま健康観察を継続。健康観察中に発熱等の症状が出現した場合は、保健所に連絡し再検査。何も症状がみられなければ、再検査はなし。